

令和3年4月9日（金）開催

令和3年度  
第1回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

## 第1回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年4月9日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男  
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
7. 案 件  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年4月2日に招集告示致しました令和3年度第1回農業委員会定例総会を開会致します。  
(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席予定でしたが、橋本推進委員が欠席となります。なお、橋本推進委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長

それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 菊池國廣 委員、2番 青木一人 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続3件の21筆、面積31,922.57㎡であります。また、あっせんの希望はございません。

なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

2ページをお願い致します。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告致します。農地法施行規則第68条第1項の規定により、合

意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。解約理由としては、番号1は、〇〇〇〇による〇〇〇〇の建設用地として農地転用する計画となっているためであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

それでは、3ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は4月2日(金)に農業委員9番 澤谷委員及び農地利用最適化推進委員の橋本委員と濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。

今回の申請は1件でございます。番号1については、借受人の規模拡大により賃貸借するものであります。また、貸付人の所有する他の農地については農用地区域に指定されているため農地中間管理機構へ貸し付ける予定であります。番号2の1及び2の2については、所有者が町外の方であり十年ほど前より譲受人が作物を作付けし耕作していた経緯もあり今後も耕作するため、売買するものであります。申請地の図面は、4ページ及び5ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱谷

農地利用最適化推進委員の濱谷です。

それでは報告致します。4ページ及び5ページをご覧ください。  
番号1は、〇〇〇〇の〇〇〇〇に位置しており、現況は牧草が作付けされておりました。番号2の1及び2の2については、〇〇〇〇に位置しており、現況は作物の収穫後でしたがネギ、カボチャ、メロン等を作付けしているとのことでした。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

議 長 長倉

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

6ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は3件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。番号1については、譲受人による資材置場への転用申請となっております。転用理由といたしまして、事業に必要な砂利、土木資材の保管場所が必要となったためであります。番号2については、譲受人の所有する角材、丸太を保管する場所として農地転用するものであります。番号3については、平成30年度からの継続事業であり、砂利を採取し、〇〇〇〇の建設等に利用するものであります。申請地の図面は7ページ及び8ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱谷

それでは、報告致します。7ページをご覧ください。

番号1は、〇〇〇〇、番号2も同じく〇〇〇〇に位置しておりま

す。現況は、番号1はロータリーで耕起されており、番号2はネギが作付けされておりました。番号1・2については、どちらも必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことから問題はないと思われます。番号3については、〇〇〇〇になります。現在、〇〇〇〇でも砂利を採取しておりますが、今年の8月いっぱい終了する予定となっております。砂利の採取方法については、現在と同様に切り崩しながら採取します。8ページの図面では黄色で囲まれている箇所が採取場所となります。また、農作業機等での農地への移動経路も確保され、周辺農地への影響もないことが見込まれることから、問題はないと思われます。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉                   ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございせんか。

農業委員 杉山               番号1についてですが、この畑は今年〇〇〇〇が馬鈴薯を作付けすると聞いていたが、どうですか。

事務局                       土地の所有者へも確認したが、定期的に維持管理してもらっているが作付けの予定は無いとのことでした。

議 長 長倉                   もう一度、確認した方が良いのではないか。

農業委員 杉山               種いもの契約にも関わってくるため、確認した方が良いと思います。

議 長 長倉                   それでは、番号1については確認し問題なければ許可相当とし次回定例総会での報告事項で対応すること及び番号2・3を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてですが、番号5について横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に濱谷農地利用最適化推進委員が該当しますので、議案第3号の審議が終了するまでの間、一時退場を願います。

(～濱谷農地利用最適化推進委員退場～)

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

9ページ及び10ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明致します。

今回は農地中間管理機構での貸借が5件となっておりますが、借受者は同一のため、まとめてご説明致します。利用権の設定を受ける者の規模拡大により、23, 323㎡を5年間使用貸借で借入れする内容となっております。借り受ける場所については、〇〇〇〇及び〇〇〇〇へ点在しております。また、申請地の図面については、11ページでございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 杉山

借受人についてですが、賃借料等のクレームはきていないか。

事務局 秋田

農地中間管理機構とは別の契約ですが、地権者より賃借料が払われないとのクレームは一度きたことがあります。そのときは、地権者による支払時期の勘違いであったことが判明し解決しました。それ以降はきておりません。

農業委員 杉山

わかりました。

議長 長倉

他に質疑がなければ、これより採決致します。

(～異議なし～)

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定致します。

議案第3号の審議が終了しましたので、濱谷農地利用最適化推進委員の入場を認めます。

(～濱谷農地利用最適化推進委員入場～)

以上で、本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これもちまして、令和3年度第1回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年4月9日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 菊地 國廣 ⑩

議事録署名者 青木 一人 ⑩